

2025年4月1日

各 位

会 社 名	Keystone Investment Holdings, L.P.
代表者名	Susan Bass Vice President of Keystone Investment Holdings GP, L.L.C., its general partner of Keystone Investment Holdings, L.P.

**株式会社カオナビ（証券コード：4435）の株券等に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ**

Keystone Investment Holdings, L.P.（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年2月13日、株式会社カオナビ（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グロース市場、証券コード：4435、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「1. 買付け等の概要」の「（3）買付等に係る株券等の種類」において定義します。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025年2月14日より本公開買付けを実施していましたが、下記のとおり、本公開買付けが2025年3月31日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

（1）公開買付者の名称及び所在地

Keystone Investment Holdings, L.P.

ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9008、ジョージ・タウン、エルギン・アベニュー190、ウォーカー・コーポレート・リミテッド

(Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands)

（2）対象者の名称

株式会社カオナビ

（3）買付け等に係る株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権

（ア） 2015年3月13日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）（行使期間は2017年4月1日から2025年3月13日まで）

（イ） 2018年3月30日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）（行使期間は2020年3月13日から2028年3月12日まで）

（ウ） 2018年9月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（以下「第5回新株予約権」といい、第3回新株予約権、第4回新株予約権及び第5回新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2020年6月29日から2028年6月28日まで）

（注）第3回新株予約権の行使期間は、本公開買付けに係る決済の開始日よりも前の日である

2025年3月13日の経過をもって満了し、これをもって当該時点で存在している第3回新株予約権は全て消滅したため、本公開買付けにおいては第3回新株予約権の応募の受付は行いませんでした。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	9,448,583 (株)	5,467,100 (株)	— (株)

- (注1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（5,467,100）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である 9,448,583 株を記載しております。なお、当該最大数は、(i) 対象者が 2025 年 2 月 13 日に公表した「2025 年 3 月期 第 3 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者 2025 年 3 月期第 3 四半期決算短信」といいます。)に記載された 2024 年 12 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（11,617,400 株）に、(ii) 2025 年 1 月 1 日以降公開買付届出書提出日（2025 年 2 月 14 日）までに新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式（132,000 株）及び本新株予約権のうち、公開買付届出書提出日現在行使可能なものと報告を受けた新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式の最大数（195,400 株）を加え、(iii) 対象者 2025 年 3 月期第 3 四半期決算短信に記載された 2024 年 12 月 31 日現在の対象者が所有する自己株式数（317 株）を控除した株式数（11,944,483 株）(以下「調整後対象者発行株式総数」といいます。)から、対象者の取締役が保有する譲渡制限株式（合計 35,900 株）及び株式会社リクルートホールディングスの子会社である株式会社リクルートが代表社員を務める合同会社 RSI リクルートファンド 1 号が所有する対象者株式（2,460,000 株）を控除した株式数（9,448,583 株）です。
- (注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注5) 公開買付期間の末日までに（第3回新株予約権については 2025 年 3 月 13 日まで）、本新株予約権が行使される可能性があります、当該行使により発行又は移転される対象者株式も本公開買付けの買付け等の対象となります。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2025 年 2 月 14 日（金曜日）から 2025 年 3 月 31 日（月曜日）まで（30 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

① 普通株式 1 株につき、金 4,380 円

② 新株予約権

(ア) 第3回新株予約権 1 個につき、金 1 円

(イ) 第4回新株予約権 1 個につき、金 1 円

(ウ) 第5回新株予約権 1 個につき、金 1 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（5,467,100 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（8,718,072 株）が買付予定数の下限（5,467,100 株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、2025 年 4 月 1 日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株 券	8,718,072 株	8,718,072 株
新 株 予 約 権 証 券	一株	一株
新 株 予 約 権 付 社 債 券	一株	一株
株 券 等 信 託 受 益 証 券 ()	一株	一株
株 券 等 預 託 証 券 ()	一株	一株
合 計	8,718,072 株	8,718,072 株
(潜在株券等の数の合計)	(一株)	(一株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 ー%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	55,364 個	(買付け等前における株券等所有割合 46.35%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	87,180 個	(買付け等後における株券等所有割合 72.99%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	24,683 個	(買付け等後における株券等所有割合 20.66%)
対象者の総株主等の議決権の数	116,015 個	

(注 1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注 2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の 2024 年 11 月 13 日提出の第 17 期半期報告書に記載された 2024 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元

未満株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、調整後対象者発行株式総数に係る議決権の数（119,444 個）を分母として計算しております。

（注3）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（5）あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

（6）決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日
2025年4月7日（月曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方（以下「応募株主等」といいます。）の住所又は所在地（外国の居住者である株主等（法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合はその常任代理人の住所又は所在地）宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、本公開買付けに係る公開買付届出書に記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

以 上